

平成 19 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名：株式会社電通  
(コード：4324 東証第 1 部)  
代表者名：代表取締役社長 高嶋 達佳  
問合せ先：広報室室長 小林 光二  
(TEL：03-6216-8041)

## 株式会社オプトの普通株式に対する公開買付け開始に関するお知らせ

株式会社電通（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 19 年 12 月 20 日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社オプト（コード番号：2389 ジャスダック、以下、「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 公開買付けを実施する背景及び理由

当社は、対象者との間で平成 17 年 12 月 22 日付で締結した「資本・業務提携契約書」に基づき、対象者普通株式 6,500 株（平成 19 年 8 月 31 日現在における対象者の発行済株式総数の 5.01%）及び対象者が発行した第 4 回新株予約権 37 個（当該新株予約権の目的となる対象者普通株式 18,500 株。以下、「本新株予約権」といいます。）を保有しておりますが、当社と対象者との資本・業務提携をさらに強固なものとするため、平成 19 年 12 月 20 日付で、対象者との間で「資本・業務提携の強化に関する基本合意書」（以下、「本基本合意書」といいます。）を締結いたしました。当社は、本基本合意書に基づいて、平成 19 年 12 月 25 日付で本新株予約権の全部を行使し（本新株予約権の発行価額：1 株につき 46,410 円、本新株予約権の行使時の払込金額：未定（本新株予約権の要項に従い、平成 19 年 12 月 17 日から平成 19 年 12 月 21 日のジャスダック証券取引所普通取引における対象者の普通株式の終値平均（ただし、平成 19 年 12 月 21 日の当該取引所における普通取引の終値がない場合は、平成 19 年 12 月 17 日から平成 19 年 12 月 20 日の終値平均）となります。）、当該行使後における対象者の発行済株式総数（平成 19 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数 129,684 株に本新株予約権の行使により発行される予定の 18,500 株を加えた 148,184 株（以下、「基準株式数」といいます。）を基準とします。）の 16.87%に相当する対象者普通株式を保有することとなる予定です。本公開買付けは、本基本合意書に基づき、当社と対象者との資本提携をさらに強固なものとし、対象者を当社の持分法適用会社とするだけでなく、当社が対象者の筆頭株主として、対象者の総株主の議決権の 3 分の 1 超を保有し、より直接に対象者の経営に参画することを目的として、実施するものです。本公開買付けについては、平成 19 年 12 月 20 日開催の対象者の取締役会において、賛同を表明する旨の決議がなされております。なお、対象者の取締役のうち、当社の上席常務執行役員を兼務する杉山恒太郎は、当社と対象者の利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議及び決議には参加していません。

対象者は、平成 6 年に設立され、当初の FAX 及びテレマーケティング業務から、平成 12 年にはインターネット広告代理事業に本格進出し、現在ではインターネット専業広告会社としてトップクラスの売上とノウハウを持つに至っております。同社は e マーケティングカンパニーを標榜し、現在、広告代理

事業を中核として、テクノロジー事業、ソリューション事業及びコンテンツ事業を展開しております。平成 17 年には当社と資本・業務提携契約を締結し、インターネット広告企画の共同提案、新たなインターネット広告枠やコンテンツの共同企画開発等を行ってまいりました。なお、平成 17 年に行われた資本提携は、対象者の要請により、対象者の既存株主に対する希薄化効果及び資本効率低下を極力緩和することに配慮した結果、新株と新株予約権を組み合わせた形としております。

株式会社電通総研の予測によると、平成 19 年のインターネット広告の市場規模は 4,534 億円、平成 23 年には 7,558 億円が見込まれており、この 5 年の成長率は平均で年 15.8%と、今後も急速な拡大が継続されるものと考えております。現在の広告市場では、ネットやモバイルを通じたコミュニケーションやプロモーション・サービスへのクライアント・ニーズの高まりが、成長の大きな牽引力となっております。コミュニケーションの世界においてマスメディアが果たす役割への信頼とともに、新しい領域を持つ可能性や両者の融合によって生み出される効果に大きな期待が寄せられています。当社及び当社グループは、デジタル化とグローバル化への対応を経営の重要課題として位置づけ、デジタル技術による新たなコミュニケーション手法をクライアントの課題解決に活用していくべく、体制強化とサービス開発を目指しております。

一方、対象者は、「売上に直結する e マーケティング」を事業コンセプトとして、インターネット広告代理業を中心とした e マーケティング事業を展開しております。独自のインターネット広告効果測定システムや業種別営業組織による業種ノウハウ強化等により、現在ではインターネット専業広告会社としてトップクラスの売上とノウハウを有するに至っておりますが、ナショナルクライアントといわれる大手広告主との取引拡大、多様化・高度化するクライアント・ニーズに対応する企画提案力の強化、ブランディング向上を主目的としたインターネット広告手法の確立を成長継続のための経営課題として認識しており、その取り組みに注力しております。

平成 17 年の資本・業務提携以降、さまざまな連携を模索した結果、当社は対象者のインターネット広告に関する知識や販売におけるノウハウについて評価しており、さらにインターネット広告において両社の役割を組み合わせることによって補完できる領域が多いとの認識に至りました。こうした認識のもと、両社が保有する経営資源を相互に有効活用し、従前にも増して連携を強化することが、より効果的かつ効果的であると考え、強固な資本・業務提携を実現するため、当社は、対象者を持分法適用関連会社とするだけでなく、筆頭株主としてより直接に対象者の経営に参画することを目的として、その保有する本新株予約権の行使、及び本公開買付けの実施を決定いたしました。

## (2) 本公開買付け実施後の経営方針等

当社は、本公開買付け実施後、当社クライアントへの営業体制を対象者と拡充してまいります。当社クライアントに対してインタラクティブメディアを通じてのコミュニケーション、プロモーション作業体制をより積極的に拡大し、対象者の売上及び利益増加を目指してまいります。当社は対象者をインタラクティブメディアの主たるバイイング先とし、対象者は当社連結子会社の株式会社サイバー・コミュニケーションズ及びその子会社を主たるメディア発注先とする等今後三社で協議を進めてまいります。また、当社と対象者が共同してインターネットにおけるメディアや広告枠の開発及び販売を行うとともに当社グループ会社を含め、広告 I T 技術の新規開発や販売を進めてまいります。これにより日本のインターネット広告領域において、高度化するクライアント・ニーズに対応した充実したサービス体制を構築してまいります。

また、当社による対象者の経営への参加については、本基本合意書において、対象者との間で、平成 20 年 3 月開催予定の対象者の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）以後、当社より派遣する取締役の数を従前の 1 名から増員し、対象者の取締役を 5 名とした場合当社が指名した者を 2 名、取締役を 7 名とした場合当社が指名した者を 3 名とすることとし、また監査役も当社より対象者へ 1 名派遣することとするため、対象者において本定時株主総会における議案付議等の合理的な範囲の努力を行うことについて合意しています。当社派遣を除く現取締役については原則留任し、共同で経営に当たっていく所存です。一方、当社クライアントへの営業体制の拡充のため、当社は対象者から平成 20 年 10 月までに 50 人程度出向を受け入れる予定です。これらの人材交流を通じ、両社が保有する経営資

源を相互に有効活用してまいります。これにより、当社及び対象者の一層の事業基盤強化と企業価値の向上が可能になるものと考えております。

### (3) 本公開買付けに関する合意等

当社は、本公開買付けを実施するにあたり、対象者の取締役である鉢嶺登氏、海老根智仁氏、小林正樹氏及び野内敦氏（以下、総称して「対象者経営陣」といいます。）との間で、平成19年12月20日付で、対象者経営陣が、その保有する対象者普通株式54,715株（基準株式数の36.92%）のうち、27,000株（基準株式数の18.22%）を本公開買付けに応募すること等に合意しております。

また、対象者は、本公開買付けにつき、同意および賛同する意を表することを平成19年12月20日開催の取締役会で決議しており、対象者が平成18年11月16日付で導入し平成19年3月29日開催の同社定時株主総会で承認された「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「買収防衛策」といいます。）に規定する大規模買付行為には該当しないことについて合意しております。

なお、当社は対象者との間で、本公開買付けにおいて対象者経営陣が当社に売り渡した対象者普通株式にかかる本定時株主総会における議決権について、会社法第124条第4項に従い当社が議決権を行使することに関し、合意しております。

### (4) 上場廃止の有無について

対象者普通株式は、ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、当社は、本公開買付け後も引き続き対象者の上場を維持する方針であり、買付け等を行う株券等の数に上限（27,000株）を設定しております。また、本日現在、本公開買付け後に対象者普通株式を追加取得する予定はありません。

なお、当社は、本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数（後記「2 買付け等の概要（5）買付予定の株券等の数（注1）」で定義されます。以下同じです。）（27,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数（27,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要（平成19年6月30日現在）

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| ① 商号        | 株式会社オプト           |
| ② 事業内容      | eマーケティング事業        |
| ③ 設立年月日     | 平成6年3月4日          |
| ④ 本店所在地     | 東京都千代田区大手町1丁目6番1号 |
| ⑤ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 鉢嶺 登      |
| ⑥ 資本金       | 4,597,916千円       |

|                   |  |  |
|-------------------|--|--|
| ⑦ 大株主及び持株比率       | 鉢嶺 登   | 23.24%   |
|                   | 海老根 智仁   | 8.23%  |
|                   | 小林 正樹  | 5.36%  |
|                   | 野内 敦   | 5.35%  |
|                   | 株式会社電通   | 5.01%  |
|                   | エイチエスビーシーファンドサービスズパークスアセットマネジメント<br>コーポレイテッド<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 4.33%  |
|                   | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 信託口   | 3.77%  |
|                   | ゴールドマン・サックス・インターナショナル<br>(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)                 | 2.03%  |
|                   | バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウンツイーアイエス<br>ジー<br>(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)  | 1.80%  |
|                   | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 信託口   | 1.71%  |
| ⑧ 買付者と対象者の<br>関係等 | 資 本 関 係  | 当社は、対象者の普通株式 6,500 株及び本新株予約権を保有しておりますが、本基本合意書に基づいて、平成 19 年 12 月 25 日付で本新株予約権の全部を行使し、対象者の普通株式 25,000 株を保有することとなる予定です。 |
|                   | 人 的 関 係  | 当社より対象者へ社外取締役 1 名を派遣しております。  |
|                   | 取 引 関 係  | 当社と対象者は平成 17 年 12 月 22 日付「資本・業務提携契約書」を締結しており、当社及び対象者が仕入れた広告枠を、相互に販売しております。   |
|                   | 関連当事者への該当状況  | 該当事項はありません。  |

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）

平成 20 年 1 月 21 日（月曜日）から平成 20 年 3 月 4 日（火曜日）まで（31 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 1 株につき 380,000 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、フィナンシャル・アドバイザーである UBS 証券会社（以下、「UBS 証券」といいます。）に対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値評価の分析を依頼いたしました。

UBS 証券は、当社からのかかる依頼に基づき、対象者の市場株価の動向、当社が対象者から提供を受けた業績の内容や予想、及び当社が検討を行った対象者との間で生み出されるシナジー効果の見通しを勘

案し、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF 法」といいます。)及び類似会社比較法による評価を実施し、当社は UBS 証券から平成 19 年 12 月 19 日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました(注)。それぞれの手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

- ・DCF 法 363,662 円～431,525 円
- ・類似会社比較法 249,388 円～416,719 円

また、UBS 証券は参考として対象者の市場株価の推移を分析したところ、平成 19 年 12 月 19 日までの過去 1 ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者の普通株式に係る終値の最高値は 321,000 円、単純平均は 293,333 円、過去 3 ヶ月間の終値の最高値は 434,000 円、単純平均は 342,855 円でした。

当社は、算定結果と参考分析のうち、対象者の将来の収益力を反映した DCF 法による算定結果を重視しかかる算定結果の範囲内で検討を行いました。その上で、対象者の市場株価の動向、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、対象者経営陣と協議・交渉した結果、本公開買付けにおける 1 株当たり買付価格を、380,000 円とすることが妥当であると判断し、これを買付価格として決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、本公開買付けを実施する旨の公表日の前取引日である平成 19 年 12 月 19 日のジャスダック証券取引所における対象者の普通株式に係る終値 265,000 円に対して約 43.4% (小数点以下第 2 位を四捨五入) のプレミアムを、平成 19 年 12 月 19 日までの過去 1 ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者の普通株式に係る終値の単純平均 293,333 円 (小数点以下を四捨五入) に対して約 29.5% (小数点以下第 2 位を四捨五入) のプレミアムを、また、平成 19 年 12 月 19 日までの過去 3 ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者の普通株式に係る終値の単純平均 342,855 円 (小数点以下を四捨五入) に対して約 10.8% (小数点以下第 2 位を四捨五入) のプレミアムを、それぞれ加えた額に相当します。

## ② 算定の経緯

当社は、対象者との間で平成 17 年 12 月 22 日付で締結した「資本・業務提携契約書」に基づき、対象者が発行した本新株予約権を保有しておりますが、本新株予約権の行使期間が平成 20 年 1 月に満了することもあり、その行使について検討するに当たり、当社と対象者との資本・業務提携をさらに強固なものとするについて、平成 19 年 10 月頃から対象者との間で協議し、その結果、上記「1. 買付け等の目的」記載のとおり、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、フィナンシャル・アドバイザーである UBS 証券に対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値評価の分析を依頼いたしました。

UBS 証券は、当社からのかかる依頼に基づき、対象者の市場株価の動向、当社が提供した対象者の業績の内容や予想、及び当社が検討を行った対象者との間で生み出されるシナジー効果の見通しを勘案し、DCF 法及び類似会社比較法による評価を実施し、当社は UBS 証券から平成 19 年 12 月 19 日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました(注)。それぞれの手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

- ・DCF 法 363,662 円～431,525 円
- ・類似会社比較法 249,388 円～416,719 円

また、UBS 証券は参考として対象者の市場株価の推移を分析したところ、平成 19 年 12 月 19 日までの過去 1 ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者の普通株式に係る終値の最高値は 321,000 円、単純平均は 293,333 円、過去 3 ヶ月間の終値の最高値は 434,000 円、単純平均は 342,855 円でした。

当社は、算定結果と参考分析のうち、対象者の将来の収益力を反映した DCF 法による算定結果を重視しかかる算定結果の範囲内で検討を行いました。その上で、対象者の市場株価の動向、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、対象者経営陣と協議・交渉した結果、本公開買付けにおける 1 株当たり買付価格を、380,000 円とすることが妥当であると判断し、これを買付価格として決定いたしました。

本公開買付けについては、平成19年12月20日開催の対象者の取締役会において、賛同を表明する旨の決議がなされております。なお、対象者の取締役のうち、当社の上席常務執行役員を兼務する杉山恒太郎は、当社と対象者の利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておりません。

(注) UBS証券は、対象者の株式価値の算定（以下、「本株式価値算定」といいます。）にあたり、入手した公開情報、公開買付者又は対象者よりUBS証券に提供された情報、及びその他本株式価値算定にあたり調査、分析した情報が、正確かつ完全であることを前提としており、それらに関して独自の検証は行っておらず、また検証する義務を負わず、かかる情報が正確又は完全でないことにより発生する責任を負うものではありません。UBS証券は、対象者及びその関連会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について独立した評価又は検分を行っておらず、またその義務を負っておりません。また、UBS証券は、本株式価値算定にあたり、公開買付者の同意を得て、対象者の財務予測は、対象者の将来の財務状況に関して現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき対象者によって作成されていることを前提としており、UBS証券はそれについて独立の評価又は検討を行っておりません。本株式価値算定における、UBS証券による各分析及び評価は、多数の前提に基づくものであり、本質的に重大な不確実性が伴います。また、UBS証券は、各分析及び考慮した要因の重要性及び関連性についての定性的な判断を行っており、かかる分析及び評価の一部のみを抽出することにより、その基礎となる過程の理解を誤る虞れがあります。本株式価値算定の結果は、平成19年12月19日現在における経済環境、規制環境、市場環境を始めとした諸条件、及び同日付時点においてUBS証券が入手した情報にのみ基づいており、UBS証券は、いかなる場合においても、本株式価値算定を改訂、修正、再確認する義務を負いません。UBS証券は、投資銀行業務の一環として、企業組織再編等に関連して事業及び有価証券の評価に継続的に従事し、上場有価証券及び非上場有価証券の募集又は売出しの引受け、私募の取扱い、競争入札、並びに法人その他の目的のための評価を継続的に行っています。UBS証券は、公開買付者に対して、過去において財務上のアドバイス及び資金調達を含む金融サービスを提供し、かかるアドバイス又はサービスに対して手数料を受領しており、また将来、公開買付者又は対象者に対して、同様のサービスを提供することがあり得ます。UBS証券は、通常の証券業務において、自社勘定又は顧客勘定を通じて、公開買付者又は対象者の株式及びその他の証券又はそれらに関するデリバティブ取引を頻繁に行う可能性があり、したがって、随時かかる証券に関してロング・ポジション又はショート・ポジションを持つことがあります。UBS証券は本公開買付けに関する公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーとしてそのサービスの対価である手数料を公開買付者から受け取る予定です。本株式価値算定は、公開買付者の取締役会が、本公開買付けを検討することに関連して、又は、それを目的として実施されたものであり、公開買付者の株主その他の者の権利救済のために使用されるものではなく、公開買付者の株主の議決権勧誘の参考のために使用されるものでもありません。公開買付者以外の第三者は、いかなる目的においても、本株式価値算定に依拠するべきものではありません。

### ③ 算定機関との関係

UBS証券は、当社又は対象者のいずれの関連当事者にも該当いたしません。

### (5) 買付予定の株券等の数

| 株券等種類          | ①株式に換算した買付予定数 | ②株式に換算した買付予定の下限 | ③株式に換算した買付予定の上限 |
|----------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 株券             | 27,000株       | 27,000株         | 27,000株         |
| 新株予約権証券        | —株            | —株              | —株              |
| 新株予約権付社債券      | —株            | —株              | —株              |
| 株券等預託証券<br>( ) | —株            | —株              | —株              |
| 合計             | 27,000株       | 27,000株         | 27,000株         |

(注1) 応募株券等の総数が株式に換算した買付予定数（以下、「買付予定数」といいます。）（27,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定

数 (27,000 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注 3) 公開買付け期間中に対象者のストックオプションに係る新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者普通株式も本公開買付けの対象としております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

|                              |           |                           |
|------------------------------|-----------|---------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 25,000 個  | (買付け等前における株券等所有割合 16.76%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 未定        | (買付け等前における株券等所有割合 未定)     |
| 買付け等後の株券等に係る議決権の数            | 27,000 個  | (買付け等後における株券等所有割合 34.86%) |
| 対象者の総株主等の議決権の数               | 128,484 個 |                           |

(注 1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、対象者が平成 19 年 9 月 28 日に提出した第 14 期中半期報告書に記載された平成 19 年 6 月 30 日現在の当社の議決権の数 (6,500 個) に、当社が本新株予約権の全部を平成 19 年 12 月 25 日に権利行使することにより発行され、取得する予定の株式 (18,500 株) に係る議決権の数 (18,500 個) を加算した議決権の数 (25,000 個) です。「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は本日現在未定ですが、公開買付け期間の開始日である平成 20 年 1 月 21 日までに調査の上開示する予定です。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は対象者が平成 19 年 9 月 28 日に提出した第 14 期中半期報告書に記載された平成 19 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数 (128,484 個) です。ただし、①前記のとおり、当社が本新株予約権の全部を平成 19 年 12 月 25 日に権利行使し、18,500 株が発行される予定であり、また、②本公開買付けにおいては公開買付け期間末日までに対象者のストックオプションに係る新株予約権が行使されることにより発行又は移転される株式についても対象としていることから、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、①により発行される予定の株式 (18,500 株) に係る議決権の数 (18,500 個) 及び平成 19 年 7 月 1 日以後公開買付け期間末日までに上記②のストックオプションに係る新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数 (2,164 株) に係る議決権の数 (2,164 個) を加えて、対象者の総株主等の議決権の数を 149,148 個として計算しております。

(注 3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

(7) 買付け代金 10,260 百万円

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日  
平成 20 年 3 月 11 日 (火曜日)

### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

### ④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人(もしくは公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構)により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

## (9) その他買付け等の条件及び方法

### ① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数(27,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

応募株券等の総数が買付予定数(27,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 株の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 株減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経

済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
(その他の野村証券株式会社全国各支店)

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募

申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付け開始公告日

平成 20 年 1 月 21 日 (月曜日)

(11) 公開買付け代理人

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社は、本公開買付け実施後、当社クライアントへの営業体制を対象者と拡充してまいります。当社クライアントに対して、インタラクティブメディアを通じてのコミュニケーション、プロモーション作業体制をより積極的に拡大し、対象者の売上及び利益増加を目指してまいります。当社は対象者をインタラクティブメディアの主たるバイイング先とし、対象者は当社連結子会社のサイバー・コミュニケーションズ及びその子会社を主たるメディア発注先とする等今後三社で協議を進めてまいります。また、当社と対象者が共同してインターネットにおけるメディアや広告枠の開発及び販売を行うとともに当社グループ会社を含め、広告 IT 技術の新規開発や販売を進めてまいります。これにより日本のインターネット広告領域において、高度化するクライアント・ニーズに対応した充実したサービス体制を構築してまいります。

また、当社による対象者の経営への参加については、本基本合意書において、対象者との間で、平成 20 年 3 月開催予定の本定時株主総会以後、当社より派遣する取締役の数を従前の 1 名から増員し、対象者の取締役を 5 名とした場合当社が指名した者を 2 名、取締役を 7 名とした場合当社が指名した者を 3 名とすることとし、また監査役も当社より対象者へ 1 名派遣することとするため、対象者において本定時株主総会における議案付議等の合理的な範囲の努力を行うことについて合意しています。当社派遣を除く現取締役については原則留任し、共同で経営に当たっていく所存です。一方、当社クライアントへの営業体制の拡充のため、当社は対象者から平成 20 年 10 月までに 50 人程度出向を受け入れる予定です。これらの人材交流を通じ、両社が保有する経営資源を相互に有効活用してまいります。これにより、当社及び対象者の一層の事業基盤強化と企業価値の向上が可能になるものと考えております。

4. その他

(1) 公開買付け者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

当社と対象者は、平成 19 年 12 月 20 日付で、以下のとおり、本基本合意書を締結いたしました。

本基本合意書においては、平成 17 年 12 月 22 日付で締結した「資本・業務提携契約書」に基づく当社と対象者との資本・業務提携をさらに強固なものにするため、前記「1 買付け等の目的」に記載のとおり、当社が本新株予約権の行使及び本公開買付けを実施すること、対象者が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うこと、本公開買付けにつき、対象者が買収防衛策の対象としないことに加え、①対象者の取締役を 5 名とした場合当社が指名した者を 2 名、取締役を 7 名とした場合当社が指名した者を 3 名とすることとし、また監査役も 1 名派遣することとし、対象者は平成 20 年 3 月開催予定の本定時株主総会においてこれに従った議案を付議する等の合理的な範囲の努力を行うこと、②当社クライアントへの営業体制等の拡充その他の当社と対象者間における業務提携を推進し、また、かかる体制等の拡充に向けて当社が対象者から平成 20 年 10 月までに 50 人程度出向者を受け入れ、また当社は対象者をインタラクティブメディアの主たるバイイング先とし、対象者は当社連結子会社の株式会社サイバー・コミュニケーションズ及びその子会社を主たるメディア発注先とする等今後三社で協議を進めること、これらの人材交流を通じて両社の経営資源を相互に有効活用すること、③対象者は

1株当たり1,000円を超える剰余金の配当を本定時株主総会に付議しないこと、及び④対象者は、本公開買付けにおいて対象者経営陣が当社に売り渡した対象者普通株式にかかる本定時株主総会における議決権について、会社法第124条第4項に従い当社をもって当該議決権を行使できる者と定めるものとするについて合意しております。

また、当社は、対象者経営陣との間で、それぞれが本公開買付け後に保有する対象者普通株式につき第三者に譲渡することを希望する場合、一定の条件の下、相互に対象者普通株式の先買権を有することについて合意しています。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報  
該当事項はありません。

以 上

このプレスリリースは、当社による株式会社オプトに対する公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の勧誘又は買付け等の申し込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申し込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身のご判断でなさるようお願いいたします。

このプレスリリースには、当社が本公開買付けにより株式会社オプトの株式を取得した場合における、当社経営陣の判断に基づく事業展開の見通しが記載されていますが、種々の要因により、実際の結果はかかる見通しと大きく乖離する場合があります。

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配付とみなされるものとします。